

審査基準

基準の名称	徳島県個人情報保護条例の解釈運用基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
県個人情報保護条例	第39条第2項 第40条	利用停止請求に対する決定期間延長
基準の内容		
第39条 利用停止決定等の期限		
<p>第39条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>		
【趣旨】 本条は、利用停止請求を受けた実施機関が利用停止決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めたものである。		
【解釈・運用】		
第1項関係		
1 「利用停止請求があった日から起算して30日以内」とは、利用停止請求書が実施機関の窓口到達し、了知可能な状態に置かれた日から30日以内をいう。ただし、期間の末日が県の休日に当たるときは、民法（明治29年法律第89号）第142条の規定が適用され、その翌日が期間の満了日となる。		
第2項関係		
1 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が誠実に努力しても第1項の期間内に利用停止決定等を行うことができないと認められる事情をいい、次のような場合が考えられる。		
(1) 利用停止請求に係る個人情報記録された公文書の件数若しくは量が大量であつて、利用停止決定等の判断に日時を要するとき		
(2) 天災等の発生、緊急を要する業務処理など、その処理のための担当課の通常の業務を超えた事務の負担が生じているとき		
(3) 年末年始又は祝日等が重なり執務ができないとき		
2 「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」とは、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止決定等を行う期間を30日以内に限り延長することができることをいう。したがって、実施機関は本項の規定を適用するときには、最大で利用停止請求があった日から起算して60日以内に処理すればよいこととなる。		
3 「書面により通知」とは、「個人情報利用停止決定期間延長通知書」により通知するものとする（規則第20条）。		
第40条 利用停止決定等の期限の特例		
<p>第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>		

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

【趣 旨】

本条は、利用停止請求に係る保有個人情報著しく大量である場合、又は利用停止するかどうかの決定に著しく日時を要する場合における利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とは、利用停止請求に対し、第39条第2項の規定を適用して処理期限を60日まで延長しても、その期間内に利用停止決定等をしようとする、当該請求を受けた実施機関の事務の遂行に通常生じる支障の程度を超えた業務上看過できない支障が生じるおそれがある場合をいう。
- 2 「書面により通知」とは、「個人情報利用停止決定期間特例延長通知書」により通知するものとする(規則第21条)。